



流水審第3号
令和8年7月29日

流山市長 井崎 義治 様

流山市上下水道事業運営審議会
会長 佐藤 弘泰



下水道使用料の改定について（答申書）

令和8年2月18日付流水経第189号で諮問のあったことについて、以下の意見を付して、別添のとおり下水道使用料を改定することに同意します。

- ・施設の健全性を確保しつつ安定した下水道経営を実現することは、市の下水道事業の使命である。
- ・諸物価の高騰に伴い下水道使用料を改定することはやむを得ない。
- ・一方、今回の料金改定の幅が大きくなってしまふことは決して好ましくなく、今後は物価変動に応じて時宜を得て、より細かな改定幅となるよう努力されたい。

流山市下水道使用料改定案

1. 下水道使用料の料金体系

下表のとおり（平均改定率 23.5%）

現行使用料体系（2か月分） 上段：税抜、下段：税込	
基本使用料	
20㎥まで	1,800 円 (1,980 円)
従量使用料	
使用水量	単価
10㎥を超え20㎥まで	
20㎥を超え40㎥まで	110.0 円/㎥ (121.0 円/㎥)
40㎥を超え60㎥まで	135.0 円/㎥ (148.5 円/㎥)
60㎥を超え100㎥まで	165.0 円/㎥ (181.5 円/㎥)
100㎥を超え200㎥まで	195.0 円/㎥ (214.5 円/㎥)
200㎥を超え400㎥まで	235.0 円/㎥ (258.5 円/㎥)
400㎥を超え	285.0 円/㎥ (313.5 円/㎥)



使用料体系改定案（2か月分） 上段：税抜、下段：税込	
基本使用料	
10㎥まで	1,980 円 (2,178 円)
従量使用料	
使用水量	単価
10㎥を超え20㎥まで	18.0 円/㎥ (19.8 円/㎥)
20㎥を超え40㎥まで	140.0 円/㎥ (154.0 円/㎥)
40㎥を超え60㎥まで	172.0 円/㎥ (189.2 円/㎥)
60㎥を超え100㎥まで	210.0 円/㎥ (231.0 円/㎥)
100㎥を超え200㎥まで	248.0 円/㎥ (272.8 円/㎥)
200㎥を超え400㎥まで	299.0 円/㎥ (328.9 円/㎥)
400㎥を超え	362.0 円/㎥ (398.2 円/㎥)

2. 下水道使用料の改定期日

令和 9 年 4 月 1 日